

令和8年度にお子さんが小・中学校に入学予定で生活にお困りの保護者の方へ

令和8年度就学援助費(新入学児童生徒学用品費)の事前支給のお知らせ

安曇野市教育委員会事務局 学校教育課

市では、就学にあたり経済的に困りの小・中学生の保護者向けに就学援助制度を実施しています。

令和8年度に小・中学校に新1年生として入学されるお子さんがおり、要件を満たす保護者のうち、事前支給を希望される方に、令和8年度就学援助費の一部である新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します。

1 事前支給の対象者

次のすべての要件を満たす保護者の方

- (1) 令和8年4月にお子さんが小学校または中学校^{※1}に新1年生として入学する
- (2) 令和8年1月1日に安曇野市に住民登録があり、4月以降も引き続き居住する
- (3) 「市就学援助費の受給要件」(裏面)に該当する
- (4) 生活保護費を受給していない^{※2}

※1 特別支援学校の小・中学部に進学する場合は対象外(県が支給する就学奨励費の対象となります)

※2 生活保護費から入学準備金が支給されます

2 申請の方法

「令和8年度 新入学児童生徒学用品費事前支給認定申請書兼同意書」と「必要な添付書類(該当者のみ)」を受付期間内に提出ください。

(1) 申請書の配布場所及び配布期間

【配布場所】 ●市ホームページ

●学校教育課 (安曇野市役所 本庁舎 3階9番窓口)

●通学している市内小学校

【配布期間】 ●令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)

(2) 申請受付期間

令和8年1月5日(月) ～ 令和8年1月30日(金) <必着>

(3) 提出方法及び提出先

●市内小学校に通学している児童の申請書

→通学している小学校へ提出

●上記以外のお子さんの申請書(認定子ども園や幼稚園、市外小学校に通学している等)

→学校教育課(安曇野市役所 本庁舎 3階9番窓口)へ持参または郵送

【送付先】〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市教育委員会事務局 学校教育課 就学援助担当

※受付期間内に到着するように郵送ください。認定子ども園や幼稚園等へ提出はできません。

3 支給額及び支給時期

(1) 支給額 小学校入学 57,060 円 中学校入学 63,000 円

(2)支給予定日 令和8年2月下旬～3月上旬

認定審査後、2月中旬頃に審査結果通知をお送りします。支給日等は通知書にて確認ください。

4 市就学援助費の受給要件

次の(1)、(2)のいずれかに該当する保護者の方

(1)	ひとり親家庭等で「児童扶養手当」を市から受給している(支給が全部停止の場合は除く)
(2)	経済的な理由によってお子さんの就学が困難である ＜同一生計世帯員*全員の令和7年度(6年分)の合計所得額が市認定基準以下である＞ <u>※住民票上が別世帯でも、同じ家屋に一緒に住んでいる方や単身赴任の方などはすべて同一生計世帯員となります。</u>

●添付書類が必要となる場合

(2)に該当し、令和7年1月1日に安曇野市以外に住民登録がある成人が同一生計世帯員にいる場合
⇒上記に該当する方の『令和7年度(令和6年分)所得・課税・扶養証明書』
ただし、扶養となっている高校生・大学生のお子さんの証明書は不要です。

○「令和7年1月1日に同一生計世帯員全員の住所が安曇野市にある」、「児童扶養手当を受給している」、「令和7年度安曇野市就学援助認定者で、同一生計世帯員に変更がない」場合の添付書類は不要です。

【 参考 ： 所得基準の目安 】

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人
所得額	約 208 万円	約 280 万円	約 320 万円	約 370 万円	約 415 万円

- 1. 所得額は、給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者は「収入額から必要経費 を引いた金額」であり、あくまで目安です。
- 2. 市認定基準は生活保護基準による需要額を用いるため家族構成や年齢等により異なります。

5 注意事項

- (1) この事前支給は令和8年度就学援助費の一部である「新入学児童生徒学用品費」について、特に生活にお困りの家庭に対して事前支給をするものです。
今回の申請をしない場合でも、入学後の4月に案内する令和7年度就学援助費の申請をし、認定を受けることで後日支給を受けることができます。(その場合の支給は、7月中旬～下旬を予定)
- (2) 令和8年度就学援助費の認定は6月時の令和7年所得での審査となりますが、本事前支給は確定申告等の前であることから認定は令和6年所得でみなし審査を行います。
令和7年中の収入が令和6年中の収入を明らかに上回り認定基準を超える可能性や入学前に市外に転出する可能性があるなど、後日、認定要件を満たさなくなる可能性がある場合は、今回の事前申請は行わずに入学後に案内する申請で申込をしてください。
- (3) 令和7年度就学援助費を受給している方でも、事前支給を希望する場合はこの申請が必要です。
- (4) 今回の事前支給を受けた場合でも、令和8年度就学援助費の申請は改めて必要です。なお、その場合は重複支給となるため、新入学児童生徒学用品費の支給はありません。

問合せ先
安曇野市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育担当
電話：0263-71-2460(午前8時30分～午後5時15分 土日・祝日を除く)

事前支給の案内ページはこちら▶

